

月例研究会（2012年4月25日）

## 近代日本の児童労働問題

——少年職業紹介と製糸工女

榎 一江

近代日本において児童労働が大きな社会問題となることはなかった。もちろん、幼い子どもが働くことはよく見られたし、その待遇の悪さが問題となることはあった。しかし日本の場合、産業革命期のイギリスがそうであったように、児童労働問題が社会問題としての広がりを持つまでにはいたらなかったのである。

社会経済史研究において、その理由がいくつか提起されている。たとえば斉藤修は、日本では、子どもではなく母親が働きに出る傾向があったことを指摘している。困窮する家族のなかで子どもが労働力とは考えられなかったという説は、ある時期には妥当するかもしれない。しかし、近代産業が勃興する過程で多くの子どもが賃労働に従事していたのも事実である。これに対し、多くの子どもが働いていたにもかかわらず、それが社会問題化しなかった点を日本の特徴ととらえたのは荻山正浩である。紡績業を事例とする分析から、子どもがこの産業の基幹を担っていたために一定の処遇を受けており、とりわけ賃金に関して成人に比べて低い労働条件が課せられるといった事態にはならなかったという仮説を提起している。つまり、経済成長を阻害しない程度の労働力不足が、児童労働にとって労働条件の維持に役立つという結論を導き出しているのである。

本報告は、年少労働の搾取が大きな社会問題とはならなかったという通説的理解に対し、当時社会問題化した女工をめぐる問題のなかに児童労働問題が含まれていたことを主張する。工

業化の過程において、繊維産業を中心とする工場労働者の多くを若年女子が占めていたが、彼女らの労働をめぐるのは、「子ども」としてではなく「女性」の問題として把握された。そのために、児童労働それ自体が大きな社会問題としては認識されなかったが、実際には多くの子どもたちがさまざまな場所で働いていたのだという理解に立っている。こうした理解を前提に、子どもを15歳未満とし、近代日本の児童労働がいかに把握・問題化され、その解消が図られていったのかという課題を追求するのが本報告の課題である。事例としては、若年女子が基幹労働力となっていた製糸業をとりあげる。

まず、明治期の工場において児童労働の多くが繊維産業の工場で働く女子に偏在していたことを確認したうえで、その保護をめぐる工場法が成立する過程を概観する。ただし、工場法の施行は児童労働を合法化し、繊維産業で働く低年齢の女子は増大した。こうした状況は、工場法の改正と工業労働者最低年齢法（1923年公布、1926年施行）によって大きく転換し、最低年齢は14歳に引き上げられ、児童労働の撤廃に向けた動きが加速した。

注目すべきは、職業紹介の一環として18歳未満の少年を対象とする少年職業紹介が展開したことである。この事業が主に男子を対象としていたのに対し、女子をめぐるのは公営職業紹介事業が組織的な女工斡旋を開始した。本研究は、この女工紹介と少年職業紹介との関係をさぐり、広域紹介の枠組みが、もともと遠隔地募集を行っていた製糸工女の紹介事業によって形作られた可能性を指摘した。戦後の新規学卒市場の制度化につながる一連の動きの中で、職業紹介所は小学校との連携を強化し、職業指導としてより適切な就労先を斡旋した。こうして、児童労働をめぐる問題が「解消」される過程で、新規学卒市場が整備されていったのである。

（えのき・かずえ 法政大学大原社会問題研究所准教授）